

午前十時二十七分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第八号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び各特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・池田康雄君登壇）

○総務文教委員会委員長（池田康雄君） 総務文教委員会は、去る三月七日の本会議において付託を受けました議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分ほか十一件について三月十三日及び十四日の二日間にわたり委員会を開会し、慎重審議を行いましたので、その概要並びに結果についての報告をいたします。

初めに、議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、財政課関係部分では、今後における税収の伸び悩みの予測や、国からの地方交付税の減少等、さらには退職手当金の大幅な増加が見込まれることを考えるとき、「別府版ニューディール政策」を打ち出しているものの、安易な新規事業の掘り起こしなどには十分留意しながら、中・長期的な財政運営に支障を来すことがないように、万全な体制づくりを模索すべきである、との意見が述べられたところであります。

次に、電算課関係部分では、電子自治体の構築に向け、二〇〇二年から二〇〇四年度までを事業目標に整備を行うため、システム開発費及び地域情報化推進に要する経費の今年度分を計上するものであり、住民の利便性の向上や行政事務の簡素化・合理化、また国の情報化施策への対応に乗りおくれることのないよう取り組みたい、というものであります。

なお、本事業を推進する中で、平成十四年八月からは、恩給や年金等の給付事務の簡素化、また各種資格申請書への住民票添付の省略化が開始され、さらに平成十五年八月からは、全国すべての自治体において住民票の写しの交付が可能となる予定である、との説明を了いたしました。委員からは、ＩＴ関連機器については、日進月歩で発展を遂げているところから、システム開発に当たっては、でき得る限りむだの生じないような整備手法に心がけるべきこと。また、パソコン等の取り扱いに不慣れな方々、特に高齢者対策には十分に意を注がれるよう配慮願いたい。さらには、システム整備と並行して、行政事務のスクラップ・アンド・ビルドの検証・推進を十二分に図るべき、との要望・意見がなされたところであります。

次に、国際交流課関係部分であります。現在、姉妹都市を提携し

ている各市からの情報収集業務は、市単独では困難をきわめているのではないかとと思われることから、大分県国際交流センターや民間の翻訳業者の活用等も視野に入れていくべきである、との意見や、国際交流都市と称する以上は、本市からの海外留学生の渡航が安易になるよう、経済的支援をより積極的に展開すべきである、との強い要望がなされた次第であります。

次に、企画調整課関係部分では、男女共同参画フォーラムの開催に向けた取り組みについて鋭意努力を願うとともに、公的な場への女性の登用の機会を推進すべき施策を打ち出していきたい、との要望がなされたところであります。

そのほか、今後における東京事務所の運用見直しを示唆する意見や、職員研修の一層の充実強化に対する要望、さらには各種統計調査結果の資料開示を求める意見等、活発なる質疑応答が交わされた次第であります。

最終的に議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十五号別府市職員の再任用に関する条例の制定については、地方公務員法の一部を改正する法律の規定に基づき、定年退職者等の再任用に関し必要な事項を定めるため条例を制定しようとするものでありますが、委員から、再任用職員の人事配置を一步誤ると行政の停滞につながるおそれもあるところから、かかる事態を引き起こさないよう十分配慮した制度の運用を図っていただきたい。また、今後の人事管理の面で、昇給停止時期の引き下げや定年延長の措置等もあわせて考慮していただくよう要望がなされた次第であります。最終的には本件を採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

次に、議第二十六号別府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び議第二十七号別府市職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についての二件では、介護休暇を取得できる期間の延長と、女性職員の時間外勤務の制限時間を改正することに伴って、仮に事務事業の遂行に支障を及ぼすような事態が生じるならば、臨時的任用の職員の採用にとどまらず、これこそワークシェアリングの活用を大いに図るべきであるとの意見がなされたところでありますが、採決の結果、議第二十六号及び議第二十七号の以上二件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第十六号平成十四年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算、議第二十四号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、議第二十八号別府市雇傭人年金条例等の一部改正について、及び議第三十二号別府市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について、並びに議第三十四号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に

ついてまでの以上五件については、当局説明を了とし、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十三号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本件は、別府市コミュニティーセンターの管理を財団法人別府市総合振興センターから、社団法人別府市観光協会に移管がえをするものでありますが、委員から、コミュニティーセンターの設置目的は、本来別府市のコミュニティーの場として位置づけられ、まちづくりに欠くことのできない施設であり、市民や観光客のコミュニティーの場として活用していく上で、なぜ今回、観光協会に管理をさせなければいけないのか、明確な理由が見えてこない。また、仮に観光協会が、当該施設を利用して商行為に及んだ場合には、コミュニティー施設としての意味合いがなくなるのではないかと、との質疑に対し、当局から、同協会がこれまでに蓄積したノウハウを十分に発揮していただく中で、少しでも観光振興に役立てていただきたいとの思いから、今回の措置に至ったものである、との説明があり、また、施設の使用許可行為は、従来どおり教育委員会に帰属するところで、管理委託のみをお任せするものである、との答弁がなされたところであります。

以上の経過を踏まえ、議第三十三号別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

最後に、議第三十一号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

本件は、別府市立南小学校及び浜脇小学校並びに南幼稚園及び浜脇幼稚園を統合しようとするに伴い条例を整備するものでありますが、さきの本会議においても、学校名決定に至る経過等につき活発なる論戦が交わされたところであります。

委員から、本来、長い歴史を持つ両校の伝統を重んじるならば、当然校名については新しい校名でスタートすべきであったと思われる。浜脇・南両地区での保護者説明会の席上においての保護者の方々の切実な訴えを、なぜ真摯に受けとめなかったのか残念でならない。また、浜脇地区の方々を中心とした一万二千名にも上る反対署名の重みを、当局はどのようにとらえているのか、との質疑に対し、校名の決定に至る経緯については、昨年九月に新小学校の開設準備委員会を立ち上げ、これまでに五回の会議及び三回の運営委員会を開催し、その審議過程をすべて教育委員会に報告をしながら、教育委員会でも六回にわたり協議をしていただいたところである。また、先般、地元説明会を開催し、多くの市民の方々の切なる願いをお聴きする中で、その意向を十分踏まえた上で教育委員会にお諮りをしていただいたところであり、最終的には「新しい校名」と「南」の二案に絞り込まれ、教育委員会で総合的に判断された結果、「南小学校」と決定した次第である。

また、校名決定後から十日ほど経た時点で、両校の校長先生と直接面談する中でお聴きしたところ、教育現場での子供たちや保護者の皆さん方に全く動揺は見られず、統合に向けての交流等も開催されるなど、四月の開校に向け順調に推移しているところであり、よもや校名決定後において反対署名活動が起きるとは想像だにもしていなかったが、納得がいかないという住民の方々には、できるだけ早く十分に御理解が得られるような取り組みを行っていききたい、との答弁がなされた次第であります。

これを受けて委員から、過去における北小学校移転問題を教訓として、教育現場が政争の具として巻き込まれることのないよう、教育委員会独自の主体性を明確に持っていただき、今後の学校統合のスケジュールに支障を来さないよう留意していくことが肝要であり、将来にわたるルールを速やかに確立していただきたい、との要望がなされた次第であります。

以上の経過を踏まえ、議第三十一号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についての採決に入りましたが、委員から、さきの教育委員会における、校名決定後において、地域住民から「南小学校」とした理由が判然とせず、納得でき得るものではないとして、反対署名活動が展開されている現状を踏まえ、地域住民のコンセンサスが得られるまでの今後の推移を十分に見きわめるべきであり、さらに慎重審議をする立場から、閉会中も引き続き継続審査とすることの動議が提出され、本動議を採決の結果、賛成者少数で否決をされましたので、直ちに原案についての可否をお諮りしたところ、最終的に議第三十一号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要及び結果の報告といたします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会委員長・岩男三男君登壇）

○観光経済委員会委員長（岩男三男君） 観光経済委員会は、去る三月七日の本会議において付託を受けました議案六件について、三月十三日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

農林水産課関係部分では、委員より、誕生記念植樹において植栽された方々に対してのフォローはどうしているのか、との質疑に対し、平成十一年度までに参加し植栽された方々の家族に、その後の状況を調査した結果、約八割の方が植樹地を訪れているとの回答を得ている。誕生記念の森に来ていただくためにも、今後は下刈り等もお願いすることも必要ではないかと検討している、との答弁がなされました。

さらに委員より、植樹された木が長年にわたり確認できるようにしてもらいたい、また、植樹した木に愛着を持っていただくために、若干の負担をしてもらった方がよいのではないかと、等の意見がなされた次第であります。

最終的に議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算の関係部分については、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十三号平成十四年度別府市競輪事業特別会計予算についてであります。

当局より、公営競技が全国的に低迷する中、競輪事業は収益事業であるという観点から、ビジネスマインドを徹底し、事業運営の合理化・効率化の両面から主体的に取り組み、目的達成のため、場外発売場の拡大、入場者の減少を防ぐための対策としてポイントカードの導入や、初心者教室の実施、電話投票の拡大などで車券売り上げ増を目指したい。経営改善策として、臨時職員の削減、また広告・宣伝等を見直し、開催経費の削減を図るとともに、施設改修では、選手宿舍の改修及び走路の改修並びに別府競輪の将来に見合った施設改修のための基本計画の策定をしたい、との説明がなされました。

委員より、長引く不況の中で公営競技も低迷しているが、競輪事業が赤字になった場合、競輪事業そのものの廃止等も考慮されているのか、との質疑がなされ、当局より、平成十二年度に比べ十三年度は売り上げ増となっている。これからもあらゆる努力を続け、健全経営に努めていきたい、との答弁がなされた。

委員より、ナイター競輪の効果について質疑がなされ、小倉競輪においては、ナイター競輪を実施することによりファン層の拡大、電話投票の売り上げ増加があったと聞いている。別府市とは客層の違い、また放送チャンネルの問題等があるが、施設改修後に場外発売を受け、その動向を見きわめて検討していきたい、との答弁がなされましたが、さらに委員より、競輪事業は、昭和二十六年以来別府市にとっても多大な貢献がもたらされており、これは言うまでもなく競輪ファンのおかげであることから、競輪事業基金積立金の運用については、ファンサービスに重点を置き、施設の充実を図るべきではないか、との意見がなされたところであります。

当局より、昭和二十六年以降の一般財源繰入金は約三百九十六億円であり、競輪事業基金積立金は、十三年度三月補正を含め二十五億六千二百七十一万六千円となっている。競輪ファンのため及びファン層拡大のためにも施設改修をしなければならないと考えている。平成十二年五月に競輪問題検討委員会から答申をいただいた施設の改修について、その後売り上げの減少及び入場者の減少から、施設の規模について内部で検討していたが、近年における競輪事業の急速な変化に対応するため、今後の売り上げや入場者の動向を調査し、別府競輪にふさわしい施設改修のための基本計画を策定する経費を計上したもので

ある、との答弁がなされた。

以上のような質疑を経て、最終的に本件の採決については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十八号平成十四年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算、及び議第二十一号平成十四年度別府市湯都ピア浜脇事業特別会計予算、並びに議第三十七号別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、その内容を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第二十号平成十四年度別府市温泉事業特別会計予算についてであります。

当局より、堀田温泉建設に要する経費につきましては、平成十三年度において実施設計委託料及び建設工事費を予算計上していたが、県道別府庄内線拡幅工事のおくれなどで、十三年度において本事業の予算執行ができなくなったため、十四年度に再計上したものである。また、歴史的建造物等の保全等調査委員会に要する経費については、現在の浜田温泉を歴史的文化財・近代化遺産として残すべきではないかとの声が高まったために、歴史的建造物等の保全等のあり方について、総合的な調査・研究を行うための調査委員会設置に伴う予算を計上したものである、との説明がなされた。

委員より、歴史的建造物等の保全等調査委員会は公開するのか、または非公開となるのか、との質問に対し、調査委員会における審議の中で忌憚のない意見を求める意向であるために、当面は非公開で行いたい、との説明がなされました。

委員より、浜田温泉については、市民の間にも関心があり、会議の公開と議事録の公開を要望する、との意見がなされました。さらに、この歴史的建造物等の保全等調査委員会が、温泉課の所管となっていることについて理解できないが、浜田温泉、竹瓦温泉だけが対象なのか、歴史的建造物すべてを調査対象とするのか、との意見に対し、別府市にとって歴史的建造物の保全等に関する基準は前例がないため、既存の一つの部署ですべてを対処することは困難であり、最も関係の深い部署を中心にスタートさせ、事業を進める中において手直しをすることにした。今回、浜田温泉が契機となったことから、その中心は当面温泉課に事務局を置くこととなったもので、他の歴史的建造物を対象とする場合は、それぞれの所管する部署が担当することになる、との答弁がなされた次第であります。

以上のような経過を踏まえ、最終的に本件を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案六件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・山本一成君登壇）

○厚生委員会委員長（山本一成君） 厚生委員会は、去る三月七日の本会議において付託を受けました議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分外七件につきまして、三月十三日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

最初に、環境安全課関係部分について、委員より、市営墓地の管理台帳の整備、借り受け後、墓標未建立の区画に対する指導、今後の墓地運営のために市民ニーズを図るための需要調査の実施等の質疑がなされました。また、交通災害共済事業については、年々加入者が減少傾向にあるが、これはまだ行政が行う必要があるのか、民間で事業ができないか、との質疑に対し、他都市では農協がやっているところもあるので、今後検討していきたい、との答弁がなされました。

さらに、別府市内の河川をきれいにする事業を行い、水質も改善し、小さな生き物も共存できるようにしていただきたい、との要望がなされた次第であります。

続いて、市民課関係部分では、委員より、米穀販売業登録申請について、米穀台帳が撤廃されて販売店も許可性になり、内容を考えると、従来どおり市民課が管理すべきことではなく、農林水産課が本来の担当課ではないか、との質疑がなされ、当局より、今後検討したい、との答弁がなされました。

次に、保険年金課関係部分であります。委員より、保険税の滞納整理に関して相互扶助の観点及び税の公平性を保つため、この問題を解決していくべきである。嘱託職員を大幅に採用し徴収に充てる。不納欠損処分を行う際は慎重に精査する。悪質滞納者の収入調査を強化する等の措置をとるべきである、との要望がなされました。当局側も、この問題に関して心して取り組む、との答弁がなされ、以上の結果を踏まえ、滞納整理問題についての要望を付し、採決いたしました。

また、人権同和教育啓発課関係部分では、補助金の支出については、別府市補助金等交付規則に従った適正な処理を実施していただきたい。また、本年三月末で時限立法も期限を迎え、事業等の見直しをすべき時期が来ているのではないかな等の要望を付し、採決の結果、賛成多数で可決されました。

続いて、清掃課関係部分については、委員より、し尿処理場の中央浄化センターへの移設に関して、地元と約束した事項を解決してから統合を推進し、移転先についても地元との合意を得てから統合を実施していただきたい、との要望がなされました。

また、四月から事業系ごみを収集しないということで、業務量の減少に伴って人員配置や収集コースを見直し、効率化を図ること。将来的に現業員の任用がえという問題も考えられるので、対処できるように検討しておくこと。さらに、収集する側の効率化も大事であるが、別府市全体のごみの減量化を推進すれば、もっと大きな効果が上がるのではないかな等々の質疑がなされ、最後に、昨年より月曜日が振替休

日になるなど休日がふえ、ごみの収集回数が減っている。市民サービスの観点から休日もごみ収集を行ってほしい、との要望に対し、当局より、昨年は二回休日出勤を実施した。しかし、十四年度には三回実施し市民サービスに努めたい、との答弁がなされました。

次に、児童家庭課関係部分では、放課後児童クラブについて本年四月から完全学校週五日制が実施されるので、エンゼルプランにもあるように各校区に設置できるよう、事業計画を前倒しにしてでも実施すべきである。また、クラブによって利用料がまちまちであるので、別府市として統一した金額にしてはどうか。また、誕生祝い金について、出生率向上のためにも第二子から実施してほしい、との要望がなされ、当局も、保育所・幼稚園・放課後児童クラブ、三者一体となったプランを教育委員会とともに検討していきたい。誕生祝金も、今後の出生数の推移を見ながら対応していきたい、との答弁がなされました。

以上を踏まえて採決の結果、議第三十五号別府市保育園の設置及び管理に関する条例については、賛成者多数で可決されました。

続いて、高齢者福祉課関係部分であります。まず、委員より、高齢者の健康づくりを増進すれば医療費も抑制できるはずである。今年度一年かけて高齢者の健康増進プログラムを、産学官の共同プロジェクトで作成してはどうか。十五年にオープンする総合体育館との相乗効果も期待でき、ひいては観光振興にもつながるのではないかと。また、行財政改革の中で扇山老人ホームの今後の運営についてはどう考えているのか。新規建て直しや民間への委託なども視野に入れて、小手先だけの改修ではなく、考え直すことも必要である。さらに、緊急通報システムに関して、安価な新しいシステムが開発されているので検討していただきたい等の要望に対し、当局も、今後よく検討し、実現に向け努力をしたい、との答弁がなされました。

高齢者の健康増進プログラム実施の要望を付して可決いたしました。

次に、保健医療課関係部分については、予防接種について、年齢層によってポリオワクチンの効果が薄い人たちが存在し、その人たちが結婚適齢期に達したとき、実子からの二次感染が懸念されている。自治体ごとに取り組みは違うが、別府市からそのような不幸な結果が出ないように取り組んでもらいたい、との要望に対し、当局より、市報等での広報のほか、予防接種の際に母子手帳で両親の生年月日を確認し、該当者であれば追加の予防接種を受けるように指導している、との答弁がなされた次第であります。

最後に、介護保険課関係部分であります。委員より、介護サービスの適正実施指導は、いわば介護サービスに対するオンブズマン的制度なので、的確に指導を行っていただきたい。また、高額介護サービス費の受領委任払い制度の導入や、障害者控除対象者認定証の発行について、要望がなされました。

そのほか、社会福祉課、障害福祉課関係部分については、当局説明を了とし、最終的に議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係

部分につきましては、それぞれ採決の結果、人権同和教育啓発課関係部分は賛成者多数で、その他関係部分は全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

また、議第十二号、議第十四号、議第十九号、議第二十二号、議第三十号、議第三十六号につきましては、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について御報告をいたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・堀本博行君登壇）

○建設水道委員会委員長（堀本博行君） 建設水道委員会は、去る三月七日の本会議において付託を受けました議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分外五件について、三月十三日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

最初に、議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分であります。

まず、土木課関係部分であります。委員より、市街灯設置地元負担金について質疑がなされ、北浜ホテル街の道路整備の際、北浜振興会より通常のものより多少グレードアップした街灯を設置してほしいとの要望があったが、補助事業の対象外となるため地元と協議し、差額を負担していただき、電気代等については、北浜振興会と協定書を締結し地元負担とする、との答弁がなされました。

また、委員より、道路維持及び道路新設改良に要する経費について質疑がなされ、道路維持については多くの要望が出ているが、自治会と協議をしながら、緊急性、市民生活の密着性を考慮し、優先順位を決め整備をする。また、今年度、側溝については約七千メートル、舗装については約三万平米の施行予定であり、工事が決定することに自治会にお知らせをしている、との答弁がなされた次第であります。

次に、建築住宅課関係部分であります。委員より、HOPE計画事業の成果について質疑がなされ、当局より、地域の特性を踏まえた創意と工夫による住まい・まちづくりを推進するために取り組み、町並み点検マップを作成し、地域の方々とともに美しい「まちづくり」のための活動をしてきました。さらに、今月末には地区懇談会も計画しており、自分たちの「まち」を再発見する等、啓発活動による成果は十分出ていると考えている、との答弁がなされました。

また、委員より、市営住宅建設事業に関連して、老人や身障者の方々の入居希望が多く、そのための新築住宅の計画について質疑がなされ、当局より、古い住宅から建てかえていくというのが基本方針であり、今後、県道拡幅工事による住宅建てかえ計画等については、県と協議を十分に行い検討していきたい、との答弁がなされました。

さらに、委員より、住宅募集の際、応募の手続きに市役所に見える市民の方々の話を聞く中で、担当職員の対応がよいとの評価を受けているが、関連して、都市計画法による道路拡幅工事立ち退きの際、学区の問題もあり、同学区内の入居に際しては、公募の例外としてこのような特別の事情等を配慮してもらえないか、との意見がなされました。

さらに、委員より、市営住宅使用料について質疑がなされ、家賃滞納者の指導については、督促、催告、訪問徴収、呼び出し及び保証人通知等により、家賃長期滞納整理事務処理要領の手続きにのっとり処理している、との答弁がなされた次第であります。次に、都市計画課関係部分については、別府市の都市計画作成業務委託料について質疑がなされ、当局より、この事業については、都市計画説明用パソコンソフトを作成する経費であり、作成後はこれを使用して啓発を行いながら、「まちづくり」について市民と一緒に考える等の努力が必要であり、それぞれの地域に合った「まちづくり」をすることが基本となるため、市が、市民の方々の理解を得て計画を推進しなければ、一方的な財産制限ととられることもあり、慎重に啓発活動を行っていきたい、との答弁がなされました。

次に、公園緑地課関係部分についてであります。都市公園の維持管理について質疑がなされ、管理については、苦慮しているのが現実であり、危険な利用等については管理体制の強化に努めてまいりたい、との答弁がなされた次第であります。

以上、るる質疑がなされましたが、土木課、建築住宅課、都市計画課、公園緑地課、ほか下水道課、建築指導課関係部分については、当局の説明を了としたところであります。

次に、総合体育館施設建設室関係であります。新野球場建設に要する経費について質疑がなされ、当局より、総合体育館の検討委員会の中で、新野球場の場所を決定するべきではないか、との意見が出され、実相寺の第二グラウンドが適地ではとの答えをいただいている。また、いろいろな競技スポーツ施設と競合するため、駐車場、交通アクセスの問題もあり、解決に向けて方向づけを行い取り組んでいきたい、との答弁がなされました。

さらに、委員より、早い時期に調査を完了させ、プロ球団の秋季キャンプ誘致等の可能性をも模索した球場建設に向け努力するよう、要望がなされた次第であります。

また、委員より、総合体育館建設に要する経費について質疑がなされ、進捗率については、十四年度末で八五％から九〇％を予定しており、補助金については、平成十四年度が五億二千万円、三カ年でトータル十四億七千万円をいただき事業実施をするものである。また、一般財源については、平成十四年度が三億五千万円、三カ年でトータル約八億円を計上するものであり、かなりの事業規模となるが、今後別府の観光浮揚の起爆剤となるよう事業展開を図ってまいりたい。また、

これから発注する資材等についてもできる限り細分化し、地元の業者に少しでも還元できるような方策を勧告し取り組んでいきたい、との答弁がなされました。また、関連して委員より、設計変更の可能性、工事金の支払い状況、周辺整備についての質疑がなされ、多少の調整はあるが、設計変更は考えていない。支払いについては、十四年度末の出来高に見合う額を支払う。周辺整備については、体育館完成に合わせ周辺の三本の道路整備と三差路の交差点については、警察と協議し信号機の設置を依頼している、との答弁がなされた次第であります。

最終的に議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分の採決に当たり、総合体育施設建設室関係費中、総合体育館建設に要する経費について、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、最終的には賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第十七号平成十四年度別府市公共下水道事業特別会計予算については、公共下水道への接続についての質疑がなされ、当局より、受益者負担金の説明の際、貸付制度をPRし、現在、くみ取り便所の方については三年以内に接続するよう指導を行っている、との答弁がなされ、さらに委員より、定期的にPR・指導を行い普及に努めるよう、意見がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第二十三号平成十四年度別府市水道事業会計予算についてであります。今後の設備投資計画について質疑がなされ、当局より、旧市街地には昭和三十五年以前に埋設した管があり、一年間で約五千メートルの改修を行っているが、一メートル当たり約五万円で、年間約二億五千万円が必要となり、今後、十三万メートルの改修を行っていかなければならないが、約三十年の年月を費やすため、年次計画で随時改修し、安全な水の供給に努めるよう事業を進めていきたい、との答弁がなされました。また、委員より、収益的収入及び支出の減について質疑がなされ、当局より、平成十三年度の決算見込額をベースに収入、支出を計上しているが、観光客や一般家庭用水量の減少により給水収益の減収につながっている。また、観光客の減少だけではなく、企業努力として井戸水で賄う等節水の努力を行っていることも原因の一つである、との答弁がなされました。

さらに、建設改良費の中で水道法の改正に伴う新規事業についての質疑がなされ、当局より、朝見浄水場改良事業では、野性動物の「ふん」が、雨により沢に集まり、浄水場の原水に大腸菌が混入するおそれがあるため、その段階で浄化するための「ろ過池」を新規に整備するものである、との答弁がなされた次第であります。最終的に議第二十三号平成十四年度別府市水道事業会計予算については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議第三十八号別府市法定外公共物の管理に関する条例の制定について、及び議第三十九号別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種

類及び基準に関する条例の一部改正については、当局の説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第二十五号別府市職員の再任用に関する条例の制定についての関係部分であります。委員より、不補充のままでは年齢層のバランスがとれなくなるため、若い職員の採用に支障を来さぬよう、定数の減少についても考慮しながら経営改善に向けて努力するよう、意見がなされましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果の御報告をいたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 観光振興および企業誘致・大学対策特別委員会委員長。

（観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長・河野数則君登壇）

○観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会委員長（河野数則君） 観光振興及び企業誘致・大学対策特別委員会は、去る三月七日の本会議において付託を受けました議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分につきまして、三月十五日に委員会を開会し、慎重に審査を行いましたので、その審査の結果と経過について簡単に御報告を申し上げます。

最初に、商工課関係部分についてであります。

旅館業施設改善融資利子補給金四百七十九万一千円の予算計上について、これはピーコンプラザのオープンに伴い、平成六年度に市内の旅館業者が、和室から洋室に施設改善するために資金を借り入れた業者に対し、十年間につき利息の三分の二を利子補給するための予算を計上するものである、との当局の説明がなされ、委員より、この制度の利用状況について説明願いたい、との質疑に対し、当局より、平成六年度の一年間に限った期限付きの融資に対し、十年間の利子補給を行うものであり、当初五件の申請者があり、そのうち一件については繰り上げ償還があったので、現在は四件が残っており、部屋数にして百九室が対象である、との答弁がなされました。

次に、企業誘致推進に要する経費の工場用地先行取得費利子相当額一千十一万四千元について、これはリサーチヒルの造成等の開発費にかかる長期借入金残高五億五千四百九十一万円に対する支払い利子の別府市負担金である旨、及びこれに対する県の補助金が、平成十三年をもって五年間経過したので打ち切りとなった、との説明に対し、委員より、昨年度の特別委員会でも指摘を行ったが、リサーチヒルについては速やかに売却すべきであり、加えて県の補助金が打ち切られたことでもあり、売却に対しどのような努力を行っているのか説明願

いたい、との質疑がなされました。当局より、昨年四月に宅地建物取引業協会の月刊誌にリサーチヒルの宣伝を無償で掲載を行い、大分県内にPRできたものと思っている。また、五月に用途変更や補助金問題等について県との協議を行い、六月には特別委員会の調査会で売却価格について承認を受け、七月に企業に対しアンケート調査を実施し、これに基づき七月から八月にかけ大分市、臼杵市の企業の訪問を行った。さらに九月に、日本貿易振興会に現在、外資系企業が七十七社ほど登録されているが、地方進出に対するメールに別府市も登録を行い、十月に大分県主催の外資系企業誘致研究会の発足に伴い、計三回の研究会が開かれ、同じく十月から本年一月まで、長崎市、佐賀市、北九州市及び福岡市の企業訪問を実施し、二月には外資系企業に対するアンケート調査を行ったところであります。

以上のように積極的に活動を展開してきたところでありますが、しかしながら、「IT産業」の不況に伴い、企業進出には厳しい状況であるが、リサーチヒルの完売に向け引き続き努力を重ねてまいりたい、との答弁がなされたところであります。

これに対し委員より、営業活動に積極的に取り組んでいるのは評価できるが、すべての経済が疲弊している現状では、企業進出というのは難しいと思われるので、用途変更等の問題もあるが、セイコーエプソン社の社宅として売却できないものか、との質疑に対し、エプソンの社宅に関しては、県との協議の中で用途変更等難しい面もあるが、可能性としては残されているので、現在、セイコーエプソン社と協議中である旨の答弁がなされました。

また、当初進出の予定であったソーテック社との協議はどのようなになっているのか、との質疑に対し、昨年七月にソーテック社を訪問し、総務部長と協議を行ったが、ソーテック社としては、現在の状況では進出は難しいとの答えがあった旨の答弁がなされ、これに対し委員より、当初、県の企業誘致ということでソーテック社は、エプソン社よりも前に進出する約束であった。ソーテック社に何度も進出に対する意向を伺ってきたが、進出の意思は全くないと思われる。県が当初の計画どおりソーテック社の進出を待っている状態で、平成十三年度で利子補給の県補助金が打ち切られたのは、納得しがたいことである。県との協議はどうなっているのか、との質疑がなされたところであります。当局より、リサーチヒルを造成するときに、県を交えてソーテック社と約束を行っている関係上、簡単にソーテック社の進出を断念するのは難しい、との答弁がなされました。

これに対し委員より、進出の可能性が残されていないソーテック社の進出に対する話を断念し、利子補給の県補助金を継続していただくよう、大分県との協議を行うべきである、との強い要望が出されたところであります。

次に、観光課関係のコンベンションビューローに対する補助金二億七千万円について、委員より、大分市にオアシス²¹が開設され、ビー

コンとの施設間競争について、地方自治法の中に、「地方公共団体が同じような施設をつくる場合、競合しないよう配慮を求めることができる」とある。ビーコンの稼働率はどうなっているのか、との質疑に対し、当局より、平成十二年度が七四%、平成十三年度が七一%の見込みである、との答弁がなされました。

委員より、オアシスが建設されるときに、ビーコンと同じような施設ができるのは困るとの意見が出され、いろいろなイベント等の開催については、ビーコンと「すみ分け」して利用していただくよう、大分県の下承を得ているとのことであった。過去のイベント等の利用状況について調査を行い、今後はビーコンを利用していただくよう強く働きかけを行うべきである、との意見が出されました。

また、過去の特別委員会で何度も指摘を行ってきた芝生広場の一般への開放や、設計者の意匠権の関係で、ビーコンの利用者の利便性に配慮した看板の取り付けができない問題など、いまだに改善が行われていないことに対し、早急に改善策を講じるべきである、との要望が出された次第であります。

以上のような質疑を経て採決の結果、一部委員より反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 交通体系及び海岸整備対策特別委員会委員長。

（交通体系及び海岸整備対策特別委員会副委員長・原 克実君登壇）

○交通体系及び海岸整備対策特別委員会副委員長（原 克実君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告をさせていただきます。

交通体系及び海岸整備対策特別委員会は、去る三月七日の本会議において付託を受けました議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分外一件について、三月十五日に委員会を開会し、審査を行いましたので、その審査の概要及び結果について御報告いたします。

初めに、議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分についてであります。

まず、企画調整課関係部分では、例年計上がなされていた地方生活バス路線維持費補助金については、平成十三年度における生活交通路線維持費国庫補助制度の改正に伴い、これまで補助対象であった「かいがけ線」、「柚の木線」、「堺線」の三路線が、生活交通路線の要件を満たさないと認定され、国庫補助対象路線に該当しなくなったことから、平成十四年度当初予算には計上しなかったが、当該路線の運行会社である亀の井バスとしては、地域住民の公共交通機関として存続させたいとの意向であり、市としても、今後会社と協議が整い次第、補正予算での対応を考慮している旨の説明に対し、委員から、生活バ

ス路線の存続に対する市の積極的な対応については敬意を表するものであり、市費の持ち出しが増高するものの、利用者は高齢者の方々の割合が多くを占めることを勘案し、今後さらなる真剣な対応を望むものである、との意見が述べられた次第であります。

次に、大分県国際航空路線運航協議会負担金に関しては、大分・ソウル線の利用状況をただす中で、平成十三年度二月末現在の集計では六〇・八％となり、前年同月比では若干の伸びを示している。昨年九月の米国での同時多発テロの影響等により海外旅行が自粛されたことに伴い、国内からの利用者が減少した反面、韓国からの入り込み客が着実にふえつつある、との答弁がなされましたが、これに対し委員から、今回、中国・上海空港との定期航空路線も開設されることは、別府市にとっても非常に有利なマーケット拡大のチャンスでもあり、別府観光浮揚のため、将来にわたり本路線が緒につくような対応について、県へのアプローチを行っていただくよう要望がなされたところであります。

続いて、太平洋新国土軸構想推進大分県期成会の負担金の内容についてただしたところ、本期成会の活動としては、豊予海峡ルートの交通基盤整備等に関する調査の促進や、新全国総合開発計画及び九州地方開発促進計画の着実な推進に関する要望活動を行うとともに、広報啓発活動のためのパンフレットの内容更新等、さらには地域主催の行事、今回、特に豊予海峡ルート推進協議会主催の豊予海峡ルート推進ヨットレースの後援等も行ったところである。今後において、本期成会の本来の目的を達成するために、監事会・理事会の開催や要望活動を継続するとともに、研修会の開催により研さんを重ねてまいりたい、との説明がなされましたが、委員から、対岸の八幡浜市では、啓発用の看板が見受けられる現状等も勘案するとき、太平洋新国土軸構想推進に対する県民・市民の理解と協力に資するべく、啓発看板の設置方を期成会の席上に提起していただきたい、との要望がなされた次第であります。

次に、都市計画課関係部分では、現在、防波堤の部分を施行中の新若草港に関して、今後本格的に埋め立て造成事業に移行するため、テトラポットの撤去費用及びその他工事費用を計上した旨の説明に対し、本事業が完成した場合、市有地の取得面積及び事業の当初目的並びに計画年次についてただしたところ、当局から、造成事業終了後の市有地の面積は千九百九十七平方メートルを予定しており、また、現在、富士観ホテルの前面にある漁協施設を今回取得する市有地部分に移転を願い、漁業関連施設として活用したい。さらに、当初の予定では、平成十七年度を目途に計画を進めてきたが、工期的には若干のおくれを生じているものの、県への働きかけも十分に行い、本事業の完成に向けて鋭意努力してまいりたい、との説明を了としたところであります。

本件の採決に当たり、関の江海岸環境整備事業に関し、よその人工

海浜造成後における砂の吸い出し現象の発生等を勘案するとき、事故のおそれがある海浜の造成事業を推進することには反対である、また、多額の費用を要する太平洋新国土軸構想そのものに賛同できかねる、さらに、大分県国際航空路線運航協議会への負担金の支出の意義についても賛意を示すわけにはいかない、との反対の意思表示がなされましたが、最終的には議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分については、賛成者多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第十五号平成十四年度別府市海岸整備事業特別会計予算については、特に楠港跡地埋め立て造成事業に伴う借入金償還費については、本年度をもって全額償還が終了するものである、との説明を妥当と認め、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要及び結果の報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 南部振興及び再開発特別委員会委員長。

（南部振興及び再開発対策特別委員会委員長・浜野 弘君
登壇）

○南部振興及び再開発対策特別委員会委員長（浜野 弘君） 南部振興及び再開発対策特別委員会は、去る三月七日の本会議において付託を受けました議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算関係部分について、三月十五日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

都市計画課関係部分についてであります。南部地区再開発に要する経費についての当局の説明に対し、委員より、旅費の使途・目的等についての質疑がなされ、当局より、南部地区拠点整備として有効となる開発が想定された場合及び緊急を要する等の場合に、先進地で研究するための視察旅費である、との答弁がなされました。

（議長交代、副議長佐藤博章君 議長席に着く）

また、委員より関連して、南部地区再開発事業の経緯及び今後の事業計画についての質疑がなされ、当局より、平成六年度に土地区画整理方式で事業認可を受ける予定であったが、住民の意識調査等を実施する中で市としての事業方針が、土地区画整理方式より拠点整備方式に移行してきた経緯があり、都市施設としての秋葉通りの整備を重点事業として行ってきたが、現状としては、今後の明確な計画は予定されていない。しかしながら、これからは楠港、寿温泉、楠会館等を一つの線で結び、人の流れをつくり、活性化につなげていかなければならないという方向ではとらえている、との答弁がなされました。

また、委員より、小学校統廃合による通学路の安全対策に考慮しながら、今後の事業計画に盛り込み検討するよう、意見がなされた次第であります。議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算都市計画

課関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で当委員会に付託を受けた議案の審査とその結果を報告いたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。（拍手）

○副議長（佐藤博章君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○一番（猿渡久子君） 私は、この際、議第三十一号については、閉会中もさらに引き続き継続審査とすることの動議を提出いたします。

その理由は、地域住民から、今回の校名決定については納得できるものではないとして反対署名活動が展開されている現状を踏まえ、地域住民のコンセンサスが得られるまで、今後の推移を十分に見きわめるべきであり、さらに慎重審議をする立場から、閉会中もさらに引き続き継続審査とすることの動議を提出いたします。（「賛成」、「予算修正を一緒に出さんとできんのよ」、その他発言する者あり）

○副議長（佐藤博章君） ただいま、一番猿渡久子君から、議第三十一号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、閉会中も引き続き継続審査とすることの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○二十二番（河野数則君） 予算修正も一緒に出さないと、出せないのではないですかとお尋ねしておるのです。（発言する者あり）

○副議長（佐藤博章君） 休憩いたします。

午前十一時三十二分 休憩

午前十一時三十三分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

本動議を議題といたします。

これより採決をいたします。お諮りいたします。本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤博章君） 御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（佐藤博章君） 起立少数であります。よって、一番猿渡久子君提出の動議は、否決されました。

次に、少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

四番・平野文活君。

（四番・平野文活君登壇）

○四番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

まず第一に、議第十一号平成十四年度別府市一般会計の一部に反対をします。

反対理由の第一点は、地方交付税の五億円の減税に対して、臨時地方対策債六億円で対応するという地方いじめの予算になっていることでもあります。この借金の返済は、後年度の基準財政需要額に算入することなのですが、それによって全額が保障されるわけではありません。国の財政難は、主としてむだな公共事業の乱発が原因であり、その根本の見直しもないまま、本来固有の地方財源である地方交付税を減額することには、何の道理もありません。

第二点は、特別法の期限が切れた後も不公正な同和行政を進める予算になっていることです。住宅資金と中小企業資金で合わせて十六億円を超える融資をしながら、そのうち約十三億円が焦げついて、市が代位弁済を余儀なくされたという、市財政に多大な損失をもたらした一部の同和団体に、特別法の期限が切れた後も多額の補助金や新聞・雑誌の大量購入などの優遇策を続けることは、到底許されません。

第三点は、景気対策の点でも、その中心は公共事業という旧態依然とした対策であります。中には道路維持費や市営住宅費の増額など積極的に評価できるものもありますが、その中心は総合体育館などの大型事業であり、景気対策の上からもその効果は余り期待できない予算になっております。市長は、「ニューディール政策別府版」と言っておりますが、国家が経済に介入するというニューディール政策は、戦後の日本にも取り入れられました。しかし、結果的には国と地方の財政を危機に陥れ、今日ではすでに破綻した政策となっております。別府市の財政運営を振り返ってみても、湯都ピア浜脇やテルマス、ピーコンなどの赤字補てん、コスモピアの損失補償、目的不明の新日鉄跡地の購入など、脇屋、中村時代の大型事業のツケが、今日なお市財政の足を引っ張っており、しかもその補てん財源は全部一般財源であります。井上市政のもとで進められている四十億円を超える総合体育館事業は、財政的にも大きな重荷になっております。今回の基金取り崩しは、地方交付税の減額や市民税の減収見込みのもとで、本来なら緊縮財政を余儀なくされている事情のもとでも莫大な総合体育館建設事業費を捻出するための緊急措置でもあります。今日の不況の最大の原因は個人消費の冷え込みにあり、真に効果的な景気対策を行うためには、我が党が提起したように全事業所の実態調査を実施し、的確なニーズを把握した中小業者対策や雇用対策、また介護保険導入に伴い削減した約三億円を活用した老人福祉対策などを緊急に実施すべきであります。

以上三点が、一般会計予算についての主な反対理由であります。

次に、議第三十一号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対であります。

学校統合は、長年別々の学校であったものを一つの学校に統合するということですから、最大限住民の合意と納得が大事であります。しかも、今後さらに学校統合が控えているだけに、悪い前例を残すべきではありません。学校の場所の問題については、例えどちらかに不満が残ったとしても、二つのうちの一つを選択しなければなりません。しかし、学校名は、第三の選択が可能です。学校づくりは、地域づくりであります。新しい学校づくりは、新しい地域づくりの第一歩であります。その第一歩で一万人を超えるような反対運動が起こったということは、重大なつまずきであり、このまま強行することは、百年の大計を誤ることになりかねません。

以上の立場から、議第三十一号に反対の表明をいたします。

次に、議第三十五号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対であります。

市当局は、民営化の理由の一つに、公立の保育コストが高いことを上げています。しかし、保育士の平均年齢は、公立四十六歳、民間三十一歳であり、平均給与の格差は、この年齢の格差によるものであります。もし公立が、民間と同じ年齢構成だとしたら、平均給与に大きな格差は出ないのではという我が党の指摘を、市当局も確認しました。ベテラン保育士をその経験を生かせる部署に配属し、保育所には若い保育士を入れて平均年齢を思い切って下げれば、保育コストも大きく下がるのであります。逆に民間は、若い保育士ばかりという点は、民間の低コスト構造が必然的に生んでいる欠陥であります。公立は働き続ける条件があるが、民間は働き続けられないという現実があります。女性が働き続けられる環境整備を目指しながら、その保障である保育所では働き続けられないのでは、大きな矛盾であります。民間の労働条件の改善こそ、急務ではないでしょうか。

民営化の第二の理由として、施設の老朽化や延長保育などの特別保育がないことを挙げております。これらは、公立保育所の充実を図ってこなかった行政の責任であります。施設の老朽化は、一般会計についての反対討論でも指摘しましたが、歴代市政が今日なお財政の足を引っ張り続けているような、大型事業には大金をつぎ込みながら、一方では保育所の改築は放置してきた結果であります。保育所の改築費は、一カ所当たり約二億円程度であり、市の負担はその四分の一であります。この改築予算が出ないということを民営化の理由にするところに、井上市政の政治姿勢があらわれております。また、延長保育などの特別保育がないことも、市民のニーズにこたえてこなかった行政の責任であります。

（議長交代、議長三ヶ尻正友君 議長席に着く）

さらに、市当局の再編計画では、公立は基幹保育所三カ所に限定し、保育事業の大半は民間任せにすることになっておりますが、公立の増設や充実をやめ、ふえ続ける保育ニーズへの対応は民間任せにするという、約三十年前の方針転換に続く第二の方針転換であります。これ

は、保育行政についての公的責任の放棄につながるものであります。全国の出生率が一・三四で重大視されている中で、別府市の出生率はさらに低いという重大事態に直面しているときだけに、子育てしやすい別府市にするためにも、公立保育所の充実こそ、市民の願いにこたえる道であることを強調して、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、まず、議第三十一号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本件の表決については、地方自治法第二百四十四条の二及び議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第三条の規定により、出席議員の三分の二以上の同意を必要といたします。

ただいまの出席議員は三十一人であります。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 出席議員の三分の二は、二十一人であります。

ただいまの起立者二十三人であり、所定数に達しておりますので、よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第十一号平成十四年度別府市一般会計予算に対する各委員長の報告は、その一部に要望を付し、いずれも原案可決であります。

本件については、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第三十五号別府市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第十二号平成十四年度別府市国民健康保険事業特別会計予算から、議第三十号別府市手数料条例の一部改正についてまで、及び議第三十二号別府市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてから、議第三十四号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、並びに議第三十六号別府市介護保険条例の一部改正についてから、議第三十九号別府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一

部改正についてまで、以上二十六件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上二十六件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、以上二十六件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二により、議第四十号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第四十一号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上二件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長・井上信幸君登壇）

○市長（井上信幸君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第四十号及び議第四十一号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、佐藤大典氏並びに安部朝男氏を選任したいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第四十号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。よって、議第四十号は、原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第四十一号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、議第四十一号は、原案に対し適任である旨の決定をいたし

ました。

次に、日程第三により、報告第一号別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第三号寄附受納の報告についてまで、以上三件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（安倍一郎君） 御報告いたします。

報告第一号は、別府市土地開発公社の経営状況説明書類の提出についてであります。

事業としましては、土地造成事業用地の処分を計画しております。詳細は、お手元の予算書のとおりであります。

報告第二号は、市道上における軽四輪貨物自動車の損傷事故外五件の和解につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により報告するものであります。

報告第三号は、寄附受納の報告であります。商工関係、環境安全関係、社会福祉関係、土木関係、下水道関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。

詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

以上三件につきまして、御報告いたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

以上三件は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第四により、議員提出議案第一号BSE対策の拡充と改善を求める意見書から、議員提出議案第三号小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書までの以上三件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

十六番・富田公人君。

（十六番・富田公人君登壇）

○十六番（富田公人君） 議員提出議案第一号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

BSE対策の拡充と改善を求める意見書

BSE感染牛が日本で確認されて以来、牛肉の価格が低迷し、消費も一向に回復しない。生産者や製造、加工、流通、販売業、飲食店などの受けている被害は甚大であり、政府による対策のさらなる拡充・改善が求められている。何よりも感染経路の早急な解明が行われなければ、生産者を初め消費者の不安も解消しない。

このような状況を踏まえ、政府が左記の対策に早急に取り組まれる

よう、決議する。

記

- 一、感染経路（原因）の早急な解明を行うこと。
 - 二、接統的な畜産・酪農経営が営めるよう、経営安定のための助成措置を講ずること。
 - 三、牛肉にかかわる製造、加工、流通、販売の事業、飲食店営業者などの経営安定を図るための助成措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年三月二十日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 殿

農 林 水 産 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（三ヶ尻正友君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三ヶ尻正友君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第一号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。
休憩いたします。

午前十一時五十六分 休憩

午後 一時二十一分 再開

- 議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

次に、議員提出議案第二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

二十六番・内田有彦君。

（二十六番・内田有彦君登壇）

- 二十六番（内田有彦君） 議員提出議案第二号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方バス生活路線の確保を求める意見書

地域住民の生活の維持発展に重要な役割を果たしている最低限の公共交通手段である地方バス生活路線は、過疎化の進行、マイカーの大幅な普及等によって、大変厳しい状況にあります。

さて、本年二月から、乗合バスの需給調整規制の廃止を盛り込んだ改正道路運送法が施行されましたが、補助制度の変更も相まって、利用者の少ない不採算路線の維持がますます厳しくなっています。しかし、生活バス路線の縮小・撤退は、地域住民、とりわけ高齢者、児童、障害者、通学生やクルマを持たない交通弱者にとって多大の影響を与えることになります。

政府及び国会におかれましては、地域住民の生活にとって必要不可欠な公共交通機関である地方バスの生活路線の確保のため、次の項目について特段の御尽力をいただくよう、強く要望いたします。

記

一、生活路線確保のために公的支援に迫られる自治体の多くは、財政基盤の弱い団体である。生活路線を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、地域住民の交通サービスの維持のために支障がないよう、地方公共団体における生活交通の確保の取り組みのために必要となる地方財源について、これに見合った安定的な地方税財源の確保を図ること。

二、国においては、広域的、幹線的なバス路線について支援することとされているが、国庫補助の充実を図るとともに、国庫補助の要件や運用について、地域の実態を踏まえて弾力的に対応すること。

以上、地方自治法第九十九条〔資料〕の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年三月二十日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

殿

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第二号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第三号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

二十四番・原 克実君。

（二十四番・原 克実君登壇）

○二十四番（原 克実君） 議員提出議案第三号は、お手元に配付してあります意見書を読み上げて、提案理由の説明にかえさせていただきます。

小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書

近年、小児救急医療体制の不備から小児救急患者の医療施設たらい回しや、患者輸送の手遅れから重大な事態に至るなどの問題が、全国各地で発生しております。近年、小児科医そのものの数は横ばい状況であるものの、開業医の高齢化等に伴う診療施設の閉鎖や、ビル診療所等の増加などから、特に休日や夜間の小児救急医療体制の不備がクローズアップされ、大きな社会問題となっております。

また、患者・保護者の専門医指向等による小児救急患者の大病院集中と、共働き世帯の増加に伴う休日・夜間診療のニーズの激増が、大病院小児科医等の激務と過労を招くとともに、それらがさらに小児科医志向の抑制に一層の拍車をかけていることが指摘されております。

こうした事態に対し厚生労働省は、平成十一年度から三カ年計画で全国三百六十地域の第二次医療圏ごとに、三百六十五日、二十四時間体制でいつでも子供を診療することができる小児専門救急医療体制の整備をめざした「小児救急医療支援事業」をスタートさせましたが、平成十二年度時点での実施地域は、十八県五十一地域（全体の一・四％）であり、平成十三年十二月末時点でも二十五県百地域であり、全体の二七・七％に過ぎません。その最大要因が、全国各地における小児科医の大幅な不足であり、各都道府県における小児救急医療の体制整備を極めて困難にしております。

以上の現状にかんがみ、政府に対し、これまでの小児救急医療体制のあり方を抜本的に見直し、下記の事項の早急な実現を強く求めるものであります。

記

一、小児救急医療及び小児医療に係わる社会保険診療報酬の引き上げを図ること。

二、第二次医療圏（平均人口三十五万人）に最低一カ所、二十四時間

対応小児専門救急医療体制の早期整備を進めること。そのため「小児救急医療支援事業」の抜本的な見直しと充実・強化を図るとともに、国の助成を強化すること。

三、都道府県における小児医療の中心センターとしての中核的小児医療機関の整備を計画的に行うこと。

四、大学医学部における小児専門医の養成と臨床研修の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成十四年三月二十日

別 府 市 議 会

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣 殿

厚 生 労 働 大 臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第三号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後一時三十一分 休憩

午後二時二十二分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 次に日程第五により、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第七条第一項の規定により、

一 番 猿 渡 久子君

七 番 野 口 哲男君

十一 番 高 橋 美智子君

十二 番 後藤 健介君
十八 番 永井 正君
二十五番 江藤 勝彦君
二十九番 首藤 正君
三十 番 伊藤 敏幸君
三十一番 矢野 彰君

以上九名の方々を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、以上九名の方々を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

休憩いたします。

午後二時二十四分 休憩

午後二時三十三分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。（「動議」と呼ぶ者あり）

○二十一番（泉 武弘君） 総合体育館建設関連及び市税滞納問題等の調査に関する動議を、この議会に提出します。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（三ヶ尻正友君） ただいま、二十一番泉武弘君から動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

休憩いたします。

午後二時三十四分 休憩

午後三時四十二分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

休憩いたします。

午後三時四十三分 休憩

午後六時四十一分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

先ほど、二十一番泉武弘君から、総合体育館建設関連及び市税滞納等の調査に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この際、本動議を日程に追加し議題にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（佐藤博章君） 賛成者の確認をいたしますので、しばらくの間、御起立をお願いいたします。

起立多数であります。

よって、この際、本動議を日程に追加し議題とすることは、可決さ

れました。

直ちに、本動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

- 二十一番（泉 武弘君） 本議会は、地方自治法第百条の規定により、三ヶ尻正友議員の総合体育館建設への関与と市税滞納等について調査する。

一、調査事項。本議会は、地方自治法第百条の規定により、次の事項について調査する。

- 1) 総合体育館建設に関する事項
- 2) 市税滞納に関する事項
- 3) 水道局不納欠損に関する事項
- 4) 議長車使用及び出張旅費に関する事項。

二、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第百十条及び委員会条例第六条の規定により、委員十一人から成る総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会を設置し、一に掲げる事項の調査を行うため、これに付託するものとする。

なお、その人選については、議会運営委員会に一任するものとする。

三、調査権限。本議会は、一に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第百条第一項及び同法第九十八条第一項の権限を当特別委員会に委任する。

四、調査権限。当特別委員会は、一に掲げる調査が終了するまで閉会中もさらに引き続き調査を行うことができる。

五、調査経費。本調査に要する経費は、議会費をもって充て、平成十四年度は百万円とする。

以上、動議の提案理由の説明といたします。

- 副議長（佐藤博章君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（佐藤博章君） 別に質疑もないようですので、以上で質疑を終結いたします。

委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 副議長（佐藤博章君） 起立多数であります。

よって、二十一番泉武弘君提出の動議は、可決されました。

先ほど議会運営委員会は、休憩中に委員会を開会しましたので、その結果について委員長から御報告を願います。

- 議会運営委員会委員長（矢野 彰君） 議会運営委員会は、休憩中に委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

最初に正副委員長の互選を行いました、不肖私・矢野彰が委員長に、永井正君が副委員長に選任されましたので、御報告申し上げ、今後よろしく御指導ください。

引き続き、当議会運営委員会の今後の運営について協議をいたしましたが、議会運営委員会の委員活動は、地方自治法の定めにより原則的に議会の開会中に限られることになっておりますが、議会運営委員会の所管事項の中には、次の定例会の日程調整等の事項があり、これらの事項は当然議会の閉会中に処理しなければならないものであることから、協議の結果、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定、改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、全会一致をもって議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、先ほど開催されました議会運営委員会の結果について御報告を申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。

（拍手）

○副議長（佐藤博章君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告は、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定、改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。

本件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤博章君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の所管事項のうち、次期定例会の会期等議会の運営に関する事項及び議会関係の条例、規則等、例規の制定、改廃に関する事項並びに議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会委員の任期中、閉会中も引き続き継続審査するものと決しました。

ここで、三月三十一日をもって退職されます次長さん、課長さんに対し、市議会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

まず、このたび退職されます次長さん、課長さんを御紹介いたします。

松本総務部次長さん、（拍手）小野建設部次長さん、（拍手）伊藤農林水産課参事さん、（拍手）門田朝日出張所所長さん、（拍手）穂好南部出張所所長さん、（拍手）末廣下水道課長さん、（拍手）安藤下水道課参事さん、（拍手）堀別府商業高等学校事務長さん、（拍

手)佐藤消防本部予防課長さん、(拍手)以上九名の皆様方であり
ます。

今回退職されます皆様方におかれましては、職員の先頭に立ち、豊富な見識をもって本市行政の発展と市政の進展に尽くされましたので、その御功績は言葉に言い尽くせないものがあります。感謝申し上げるほかありません。

皆様方は、この三月三十一日をもって長い役所生活に一応ピリオドを打たれるわけですが、今後とも本市発展のため御指導・御協力をいただきますよう、衷心よりお願い申し上げます次第であります。

最後になりますが、退職されます皆さんのこれからもなお一層、御多幸と御健勝でありますよう、心からお祈り申し上げまして、意を尽くしません感謝の言葉といたします。(拍手)

ここで、今回退職されます方々を代表して、松本総務部次長さんにごあいさつをお願いいたします。

[退職者代表あいさつ]

○総務部次長(松本宏恒君) このたび、三月三十一日付をもちまして退職いたします次長、課長を代表して、一言お礼のあいさつを述べさせていただきます。

ただいま、副議長さんであります佐藤副議長さんより、過分なお言葉をいただきまして、まことにありがとうございます。

省みますと、私たち九人は、三十数年から四十数年と長い間別府市役所に勤務してまいりました。この長い間にいろいろの出来事がありました。特に公務につきまして、私たちが困難なとき、またせねばならないことをなかなかできなかったとき、途方に暮れているときなど、市長さん、助役さん、収入役さん、議員の皆様方、私たちの諸先輩、同僚の方、後輩の方たちが、心温まる御指導また御支援、それからよいアドバイスをいただき、この苦境を乗り切りました。そして、このたび大過なく退職することができることにつきまして、お礼と感謝の気持ちでいっぱいでございます。そして、私たちは微力ではありますが、行政に携わってきたという自負があります。

これから私たちは、一人一人それぞれの地域で別府市発展のため、微力ではありますが、今までの経験を糧にし、市行政に協力し、また地域での福祉活動をしていきたいと考えております。また、市の最大行事の一つであります秋の祭りドリームバルにおいて、朝見神社の本みこしを担いだこと、今も肩にずしときます。これは一生忘れないと思います。また、ことし六月には世界のスポーツの祭典でありますワールドカップサッカーが開催されます。内外の方々が別府市に大勢いらっしゃると思います。この祭典が成功裏に終わることを祈念いたします。

終わりにりましたが、別府市・井上市政と市議会のますますの発展と、井上市長さん、議員皆様方の御健勝と御活躍を祈念し、意を尽くしますが、お礼のあいさつといたします。

長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（佐藤博章君） 本当に、大変御苦労さんでした。（拍手）
休憩いたします。

午後六時五十七分 休憩

午後七時二十五分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

先ほど設置され議会運営委員会に選任を一任されました総合体育館
建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会の委員に、

四	番	平野	文活君
五	番	松川	峰生君
六	番	池田	康雄君
七	番	野口	哲男君
九	番	堀本	博行君
十二	番	後藤	健介君
十三	番	山本	一成君
十六	番	富田	公人君
十七	番	清成	宣明君
二十一	番	泉	武弘君
二十五	番	江藤	勝彦君

以上十一名の方々を御指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤博章君） 御異議なしと認めます。

よって、以上十一名の方々を総合体育館建設関連及び市税滞納問題
等調査特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま設置されました総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調
査特別委員会は、正副委員長を互選の上、議長まで御報告ください。

休憩いたします。

午後七時三十二分 休憩

午後七時三十三分 再開

○副議長（佐藤博章君） 再開いたします。

先ほど設置されました総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査
特別委員会の

委員長に、十六番 富田 公人 君、

副委員長に 十三番 山本 一成 君

が選任されましたので、御報告いたします。

以上で、議事のすべてを終了いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成十四年第一回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐藤博章君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十四年第一回市議会定例会を閉会いたします。

午後七時三十四分 閉会